

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)	
地域名 (地域内農業集落名)	御厨3 (田代)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年6月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の農地は、基盤整備地と中山間地が入り混じっており耕作条件に差がある。これ以上高齢化が進んで行けば現状維持さえも厳しい状況である。が、地域の農業者は「自分の生まれ育った地域を守っていききたい」という考えの者が多くまとまりのある地域であることが強み

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備地は守っていくが、山間部は荒れていくことが懸念されている。条件の悪いところは保全管理で精一杯であり、今後は担い手への集積をどのように進めていくかを地域全体で協議していくことが重要である。また、兼業農家が多く、農業だけでは生計を維持できない状況であるが自家消費用の水稻作付けは継続したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現状を維持しながら、受け手未定の農地について協議を継続していく。5年先、10年先は見通せないなので、年に1度は、協議の場を設定し、現況について意見を出合い農地の利用について地域内で解決していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
状況把握に務め、担い手への集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
受け手未定の農地は、条件が悪いことが多く機構の活用が厳しい場合もある。優良農地については、中間管理機構を活用し担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備区域と中山間区域をうまく活用することで生産効率の向上を図っていく。農道、水路の補修や管理を多面的機能支払や中山間地域直接支払交付金事業を活用しながら実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域のみでなく、周辺地域や関係機関と一緒に取り組んで行く必要がある。集落営農法人等の組織化も視野に地域ぐるみで多様な経営体の確保・育成を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がないため、地域の機械利用組合による機械の共同利用や居住不在の農地は、地域全体で保全管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

地域内でのワイヤーメッシュ設置、点検、補修を年間活動計画を作成、共同作業により実施、被害を防止していく。